

平成 25 年 11 月 8 日（金）
 国土交通省 関東地方整備局
 東日本高速道路株式会社 関東支社
 中日本高速道路株式会社 東京支社

記者発表資料

東京外かく環状道路（関越～東名）の大深度地下の使用認可申請書の提出を行いました。

国土交通省 関東地方整備局、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社は、東京外かく環状道路（関越～東名）について、11月8日に大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用認可申請書を事業所管大臣（国土交通大臣）に提出しましたのでお知らせします。

■提出に係る経緯

東京外かく環状道路（関越～東名）については、幅広く意見を聴きながら検討を行い、平成19年4月に高架方式から地下方式へ都市計画が変更されました。その後、平成21年度に事業化され、鋭意事業を推進しており、本年9月2日～6日にかけて、大深度地下使用認可申請に向けて事業の目的や内容の説明会を実施しました。

今般、大深度地下使用認可申請の準備が整ったため、大深度地下の使用認可申請書を提出しました。

なお、合わせて、都市計画法に基づき、都市計画事業として施行するための承認及び認可についても申請しました。

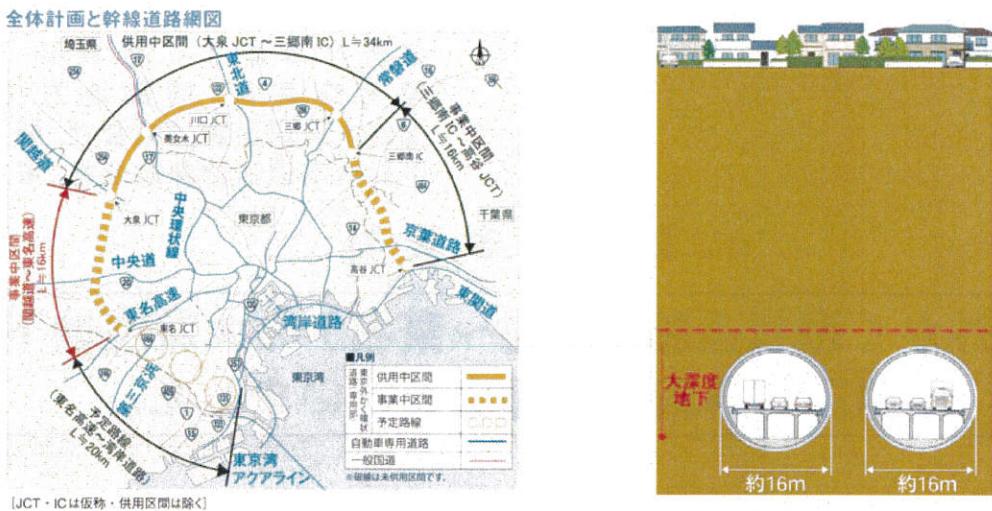
発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 TEL 03-3707-3000
 副所長 山下 真治（やました しんじ）
 計画課長 大畠 俊和（おおはた としかず）

事業の概要



東京外かく環状道路は、都心から約15キロメートルの圏域で放射方向の高速道路を環状に連絡する延長約85キロメートルの道路であり、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で重要な道路です。

このうち関越道から東名高速までの約16キロメートルは、地上部の影響を小さくするため、通常利用されない空間である大深度地下を極力活用することとしています。

事業区間

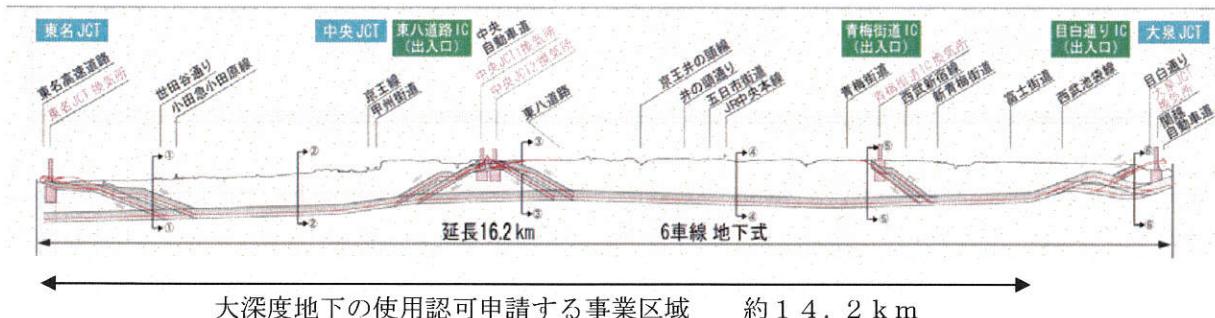
○事業の種類：中央自動車道富士吉田線及び関越自動車道新潟線

○全体計画

東京都世田谷区大蔵五丁目地内から東京都練馬区大泉町五丁目地内まで 延長約16.2km

○事業区域

東京都世田谷区大蔵五丁目地内から東京都練馬区石神井台三丁目地内まで 延長約14.2km



事業経緯

○昭和41年7月：都市計画決定（高架式）

○平成19年4月：都市計画変更決定（地下式）

○平成21年度：事業化

○平成24年4月：東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)に対する有料道路事業許可

○平成24年9月：工事着工式

1. 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法とは

○法の目的（第1条）

公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、その要件、手続等について特別の措置を講ずることにより、事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図る。

○法の対象地域（第3条、施行令別表第一）

首都圏、近畿圏、中部圏の三大都市圏の一部区域

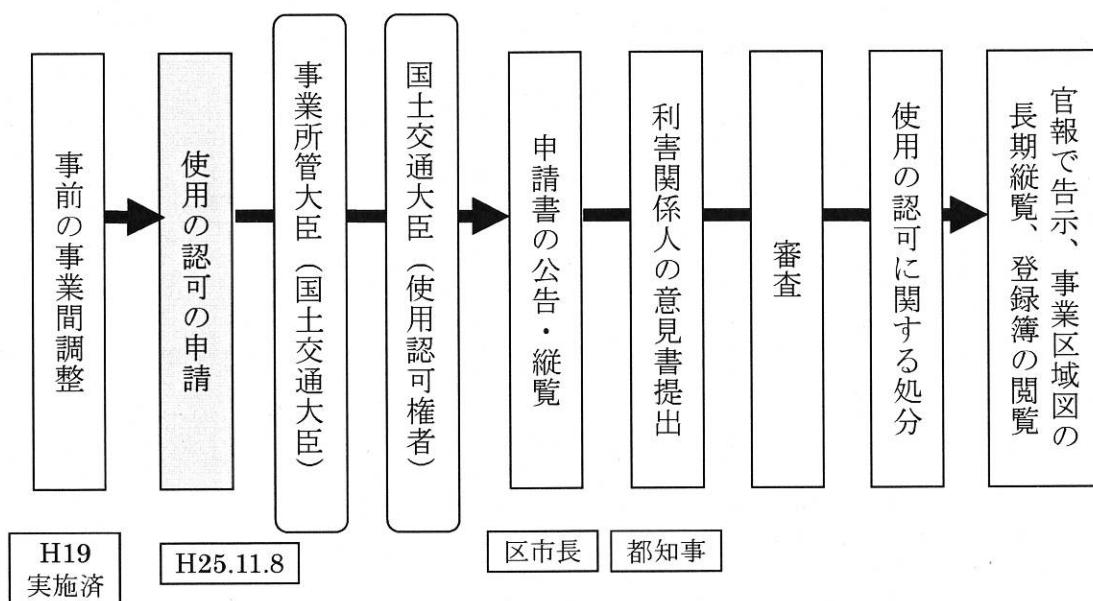
○法の対象事業（第4条）

道路、河川、鉄道、通信、ライフライン等公共の利益となる事業

○使用の認可（第10条）

事業者は、対象地域において、使用の認可を受けて、当該事業者が施行する事業のために大深度地下を使用することができる。

2. 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法における大深度地下使用認可の当該事業の手続き



3. 都市計画事業承認及び認可とは（都市計画法）

○対象事業（第4条）

下記の認可・承認を受けて行われる、都市計画施設の整備に関する事業等

○認可・承認（第59条）

国の機関は国土交通大臣の承認を、国・都道府県・市町村以外の者は、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。